

がんばる企業を  
応援します

# マル経融資

(小規模事業者経営改善資金融資制度)

マル経融資は、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が経営改善に必要な資金を担保・保証人不要で商工会議所の推薦にもとづき融資される日本政策金融公庫の公的融資制度です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置もございます。

## 融資の条件

融資限度額	2,000万
返済期間	運転資金7年以内・設備資金10年以内
担保 保証人	担保・保証人不要(手数料・信用保証料は必要ありません。)
利率	1.21% 貸付時の金利で固定(金利は変動します。) ※一定の条件で松戸市より最大3年間1%以内の利子補給が受けられます。
融資の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工業者で従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者。ただし事業主、家族、パート、アルバイト、法人の役員は除かれる(法人で役員以外の家族従業員は、従業員とみなす。)</li> <li>● 商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている方で個人、法人で所得税(法人税)、事業税、住民税、源泉所得税、消費税等を滞納していない方(納期限の到来している納税額をすべて完納していること)</li> <li>● 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っていること</li> <li>● その他、多少の制約があります。</li> </ul> <p>(注) 日本政策金融公庫の非対象業種の方は利用できません。</p>

## 必要書類

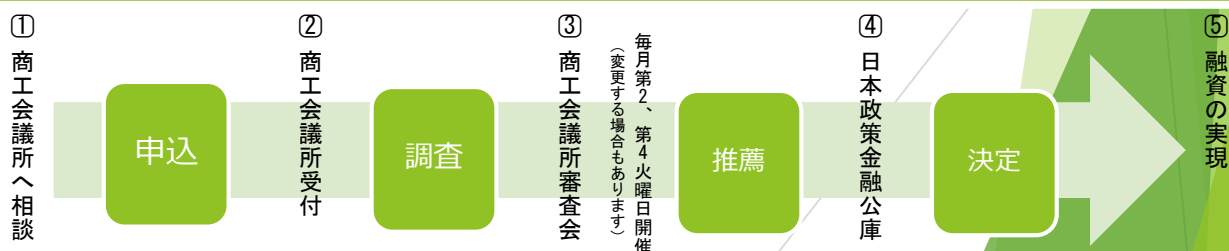
(謄本以外はコピーにてご用意ください)

個人企業	法人企業
① 前年と前々年の確定申告書(税務署受領印のあるもの) [税務署受領印がない場合納税証明書(その2)が必要です。なお、個人事業者の場合は摘要欄に「事業所得」の記載が必要] [電子申告の場合は、税務署からのメール詳細を添付してください。] ② 前年と前々年の青(白)色決算書(税務署受領印のあるもの) ③ 借入金のある場合は銀行別の借入額・毎月の元金の偏差額・残高のわかるもの ④ 見積書・契約書など(設備資金申込の時に必要) ⑤ 直近の所得税・事業税・住民税・消費税の領収書 ⑥ 実印	① 前期と前々期の確定申告書及び決算書 ※別表・勘定科目明細書を含む(税務署受領印のあるもの) [電子申告の場合は、税務署からのメール詳細を添付してください。] ② 前期の決算後6ヶ月以上経過している場合は最近の試算表 ③ 借入金のある場合は銀行別の借入額・毎月の元金の返済額・残高のわかるもの ④ 会社の登記簿謄本(3ヶ月以内のもの) ⑤ 見積書・契約書など(設備資金申込の時に必要) ⑥ 直近の法人税・事業税・法人住民税・消費税の領収書 ⑦ 法人の実印
[初めて申込みされる方の追加書類] 不動産の登記簿謄本(不動産[法人・代表者名義等]を所有している場合)	

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円	利率	上記より▲0.9%
融資の対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少していること。	
※特別利子補給制度により、売上が減少した小規模事業者(法人は売上高▲15%減)については当初3年間は実質無利子となります。		

## お申し込みからご融資までの流れ (約一カ月程度)



お問い合わせ 松戸商工会議所(中小企業相談所) TEL047-364-3111